

規制の事前評価書

法令案の名称：出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：船舶等を運航する運送業者の報告義務、運送禁止義務及び当該義務違反に係る罰則

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：出入国在留管理庁

評価実施時期：令和8年1月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

・我が国における出入国管理の現状等に鑑み、厳格な出入国管理を実現し、併せて上陸審査の手続の一層の円滑化を図るため、査証を必要としないこととされている外国人であって本邦に短期間滞在して観光等の活動を行おうとするものについては、認証を受けたことを上陸のための条件とするとともに、当該認証を受けた場合には上陸許可の証印に代わる措置を講ずることを可能とする制度の創設等の措置を講ずるほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を推進するため、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げる等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

・現行法においては、我が国に入る船舶等を運航する運送業者又は当該船舶等の長に対し、我が国にとって好ましくない外国人を乗せて我が国に入らせてはならないことを定めた規定が存在しないことから、我が国にとって好ましくない外国人であっても、事実上、我が国に入ることが可能である。しかし、我が国にとって好ましくない外国人が我が国に入るなどすることで、不法入国や不法上陸が成立し、退去強制の対象となるとしても、一旦本邦に入ってしまった以上、当該外国人を送還するためには多大な労力と経費を要することとなり、公正な出入国管理に大きな支障が生ずることとなる。

公正な出入国管理を図るためには、我が国にとって好ましくない外国人の入国を禁止するだけでなく、我が国に入る船舶等を運航する運送業者や船舶等の長において、そのような外国人を当該船舶等に乘せて本邦に入らせないこととすることによって、初めて実効的に達成することができる。そこで、我が国に入る船舶等を運航する運送業者に、出入国在留管理庁長官に対し、当該船舶等に乗ることとなる者の氏名等を報告させるとともに、当該報告に係る者について我が国に入らせることが相当でない旨の通知を受けたときは、当該通知に係る者を当該船舶等に乘せて我が国に入らせてはならないこととするものである。

他方で、我が国にとって好ましくない外国人を我が国に入らせないこととして、公正な出入国管理を図るためには、乗員や乗客を掌握すべき立場にある運送業者の協力が不可欠であるところ、運送業者は、自らの運送手段を他国の領域内に乗り入れるという特権を得て、これにより多数の乗客の運搬を行って膨大な利益を享受するものであることから、国際慣行上、運送業者に対しては、それに見合う応分の負担として、このような義務を負わせることが許容されるものである。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

・我が国に入国・上陸することができない外国人は、我が国に入ることが相当ではない外国人として、我が国に入る船舶等を運航する運送業者に対し、このような者を当該運送業者が運航する船舶等に乘せて我が国に入

らせてはならないことを義務付ける（運送禁止義務）とともに、その前提として、出入国在留管理庁長官において当該船舶等に係る予約者が本邦に入ることが相当かどうかを判断するため、当該運送業者に対し、当該船舶等に係る予約者の情報の提供を義務付ける（報告義務）こととするものである。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

・当該新設規定は不法滞在を企図する外国人等我が国にとって好ましくない外国人の入国・上陸を防止するという目的を実現するための規定であるところ、その他の規制手段では当該目的を実現することができないため。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

・当該新設規定は不法滞在を企図する外国人等我が国にとって好ましくない外国人の入国・上陸を防止するという目的を実現するための規定であるところ、その他の非規制手段では当該目的を実現することができないため。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

・当該新設規定により、我が国に入る船舶等を運航する運送業者は、出入国在留管理庁長官に対し、当該船舶等に係る予約者の氏名等を報告しなければならず、出入国在留管理庁長官から、当該報告に係る者について我が国に入らせることが相当ではない旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る者を当該船舶等に乘せて我が国に入らせてはならないこととなるから、我が国にとって好ましくない外国人を本邦に入らせないこととすることが可能となり、公正な出入国管理を実現することができる。

【緩和・廃止】

.

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

・ 運送業者によっては、システムの設定変更等の費用が発生する可能性がある。

<行政費用>

・ 運送業者からの報告を受けるとともに、当該運送業者に対して通知を行うための事務コストを要することが考えられる。

<その他の負担>

・ 本規制を遵守するため、追加で費用を負担することは想定していない。

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

・

<行政費用>

・

<その他の負担>

・

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている

その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・ 特になし

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

・

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

・

<上記以外の法令案>

・ 法令案の施行の日から5年後